

## 10. 住宅等への支援

### ① 住宅修繕支援

被災地の高齢者で、被災した住宅の修繕を震災対策の住宅資金により行うことが困難な人を対象に、必要な修繕に要する費用を支給した。この制度は島根県高齢者福祉課及び島根県住宅供給公社が管轄する住宅修繕支援制度によるもので、島根県高齢者等住宅支援制度として福祉課・健康長寿課が担当した。

### ●申請状況

申請件数	申請時 非該当	申請後 取下げ	申請後 非該当	修 繕 決定件数	修繕決定額	未決定
124	12	3	3	97	129,419,059	9

#### 1. 制度の内容

「鳥取県西部地震」により被害にあった住宅の修繕を自ら行うことが困難な高齢者や障害者の方を対象として、自宅で安心して日常生活を送っていただけるよう被災者住宅の修繕を行う

#### 2. 対象者

高齢者（65歳以上）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、の方が居住しかつ高齢者等の方の属する世帯主が所有する被災住宅の修繕

#### 3. 支給要件

高齢者等の方の属する世帯及び同一世帯とみなされる世帯員が市町村民税非課税の場合

#### 4. 受付期間

平成12年11月15日から平成13年1月31日

受付期間延長により平成13年2月15日に延長

#### 5. 住民への広報

11月10日の市報により制度についてお知らせを行ったが、申請・問い合わせが全くなかったため平成12年12月15日付けで高齢者・非課税に該当する世帯に対して案内を行う。

また、受付期間延長と申請もれがないよう平成13年2月2日に再度周知文の発送を行った。

## ●鳥取県西部地震に係わる島根県高齢者等住宅支援制度について(お知らせ)

平成12年12月15日

各 位

安来市福祉事務所長  
酒井照雄鳥取県西部地震  
に係る島根県高齢者等住宅修繕支援制度について(お知らせ)

日頃より、行政に対しましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

10月6日に発生いたしました、鳥取県西部地震におきまして被害を受けられました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、この度、島根県におきまして高齢者等住宅支援制度が創設され、被災した住宅の修繕を行うことが困難な方々を対象とし、修繕に要する費用が支給されることとなりました。

つきましては、支給対象者は下記のとおりでありますので、該当と思われる方は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1、支給対象者

- (1) 65歳以上の方
  - (2) 身体障害者であって、障害等級が2級以上の方
  - (3) 知的障害者であって、療養手帳の障害程度が「A」の方
  - (4) 精神障害者であって、障害等級1級の方
- 上記のいずれかに該当され、世帯全員の市民税が非課税の方

## 2、住宅の修繕内容

日常生活に必要な、居室、台所、風呂、便所などの修繕で、原則として200万円を上限に支給いたします。

なお、10万円未満の小修繕は対象となりません。

## 3、受付期限 平成13年1月31日

## 4、問い合わせ先

健康長寿課 電話 22-3523  
福祉課 電話 22-3542

●鳥取県西部地震における面接記録表

鳥取県西部地震における面接記録表 受付番号

面接年月日	平成 年 月 日( )AM・PM		面接対応者
相談者	住 所	市 町	番地( )
	氏 名	( 才)	連絡先 ー
被災者(支給対象者)の住所	住 所	市 町	番地( )
	氏 名	( 才)	連絡先 ー
被災住宅の所有者	1. 支給対象者所有 2. 世帯主所有 3. その他( 所有)		
高齢者等の区分	1. 65歳以上 2. 身体障害 3. 知的障害 4. 精神障害 5. その他( )		
世帯員の状況			
氏 名	続柄	市民税課税状況	みなし世帯の状況
	世帯主		
高齢者等が別居の場合の住所および別居理由			
別居の場合の住所	市 町 番地		
別居理由	1. 病気入院 2. 施設入所 3. その他( )		
修繕工事が必要な被災住宅の個所			

●鳥取県西部地震における面接記録表

具体的な対応		
<b>各種貸付・給付制度</b>	<b>担当課</b>	<b>備考</b>
1. 高齢者等住宅修繕支援制度	健康長寿・福祉課	
2. 災害援護資金	福祉課	
3. 生活福祉資金	社会福祉協議会	
4. 母子寡婦福祉資金	福祉課	
5. 被災者生活支援金	総務課	
6. 災害復興住宅資金	建築課	
7. 農業制度資金	農林水産課	
8. 中小企業制度融資緊急資金	商工観光課	
9. 地震罹災証明	総務課	
10. その他( )		
<b>減免・免除・納期限の延長</b>	<b>担当課</b>	<b>備考</b>
1. 市税	税務課	
2. 国民年金保険料	市民課	
3. 介護保険料	健康長寿課	
4. NHK放送受信料	総務課	罹災証明
5. その他( )		
<b>その他の相談</b>	<b>担当課</b>	<b>備考</b>
1. 被災に伴う生活相談	福祉課	
2. 被災に伴う健康・介護の相談・修繕工事中の生活相談	健康長寿課	
3. 建物被害に対する相談	建築課	
4. その他( )		

所 長	健康長寿課長	福祉課長	担当者

●震災高齢者等住宅修繕依頼書について（送付）

（様式第3号-1）

平成 年 月 日

財団法人しまね長寿社会振興財団  
理事長 様

安来市長  
島田 二郎 印

震災高齢者等住宅修繕依頼書について（送付）

鳥取県西部地震により被害を受けた高齢者等の住宅に係る修繕依頼書について、別添のとおり送付します。

記

	高齢者等氏名	高齢者等の区分	被災者住宅世帯氏名	摘 要
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 修繕依頼書別紙貼付

●震災高齢者等住宅修繕依頼書について（送付）

（様式第3号-2）

平成 年 月 日

鳥根県住宅供給公社  
理事長 様

安来市長  
島田 二郎 ㊟

震災高齢者等住宅修繕依頼書について（送付）

鳥取県西部地震により被害を受けた高齢者等の住宅に係る修繕依頼書別紙について、別添のとおり送付します。

記

	高齢者等氏名	被災住宅世帯主名	摘 要
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 修繕依頼書別紙貼付

●震災高齢者住宅修繕依頼書

(様式第2号-1：一般分) [市町村経由]

平成 年 月 日

財団法人しまね長寿社会振興財団理事長 様

修繕依頼者 住所  
(世帯主) TEL  
氏名 印

震災高齢者等住宅修繕依頼書

鳥取県西部地震により被害を受けた高齢者等の住宅について、下記のとおり修繕を依頼します。

なお、この依頼に当たり必要な事項を調査されることについては同意します。

記

1. 被災住宅の状況			市町村確認欄
住所			
被災住宅所有者名		世帯主との続柄	

2. 世帯員の状況					市町村記載欄	
	氏名	続柄	年齢	同居・別居	市町村民税課税非課税状況	みなし世帯の確認(同一世帯)
主		本人				

※ 同一世帯と見なされる世帯がある場合は「同一世帯見なし世帯用別紙」に関係事項を記載して下さい。

3. 高齢者等の状況 (要綱第3条各号)			市町村記載欄		市町村確認欄
氏名	生年月日	年齢	高齢者等区分	障害手帳等級	

4. 居住状況		市町村確認欄
高齢者等が別居の場合の住所及びその理由		
別居の場合の住所		
理由		

上記の修繕依頼者は、「鳥取県西部地震」に係る鳥取県高齢者等住宅修繕支援要綱第3条及び第4条の規定に該当することを認めます。

平成 年 月 日  
安来市長 島田二郎 印

※ 記載事項は、10月6日時点でお書きください。

## ② 災害復興住宅資金利子補給

被災後の生活安定のために貸付を受けた災害援護資金などの利子を一定期間補助する。利子補給件数は6件（平成12年度）であった。

## ③ 建築物の建築等に関する申請手数料の減免

建築物の建築、改築などに関する各種申請書の発行手数料を軽減または免除した。件数は9件、減免額は59千円であった。

## ④ 被災家屋の建替・補修相談窓口の開設

10月13日～10月15日にかけて、地震相談窓口において災害救助法による住宅の応急修理費の相談を受け付けた。また、11月1日～11月15日にかけては、安来市役所分室（旧農業集落排水推進室）に被災家屋についての相談窓口を設置した。専門相談員が被災家屋の調査・改修方法などの相談に応じ、工事費用の算出や施工業者の斡旋を行った。

## ●鳥取県西部地震に係わる災害復興住宅資金利子補給事業

### 鳥取県西部地震に係る災害復興住宅資金利子補給事業

建築課

#### 1. 制度概要

- ①利子補給期間 6年間
- ②利子補給対象の限度額
  - 建替 2,500万(償還期間35年以内)
  - 補修 1,000万(〃 20年以内)
- ※民間金融機関の住宅ローンも対象
- ※生活支援型融資も対象としますが、住宅の建替・補修に要した費用分についてのみ対象となります。
- ③住宅用倉庫(土蔵等)、擁壁等も対象とします。
- ④利子補給対象となる限度利率は、被災者が金融機関等に融資の申し込みを行った日における住宅金融公庫の災害復興住宅融資の利率(11/1以降は2.0%が限度利率)
- ⑤利子補給金の負担割合 県:1/2 市:1/2

※工事を完了しているものは対象としない。工事中のものは対象となります。  
※下限は10万以上の借り入れが対象となります。

#### 2. 申込期間

制度要綱の適用日から住宅金融公庫が行う災害復興住宅融資の募集期間終了日まで(約2年間)

#### 3. 対象工事の範囲

- ①母屋、離れ、住宅用車庫、倉庫(土蔵含む)、門塀、擁壁(石垣)
- ②住宅敷地内の整地工事
- ③上記に掲げる部分の復旧に伴う解体工事

※解体のみの工事は対象となりません。

#### 4. 対象となる融資制度

- ◎被災住宅の建替、補修を目的として借り入れた融資は原則として対象とします。
  - ①住宅金融公庫融資
  - ②民間金融機関の住宅資金融資
  - ③民間金融機関の被災者向け生活支援型融資
- ※生活支援型融資の場合、被災住宅の建替・補修にかかる費用分が対象となります。

※消費者金融の融資は対象となりません。

#### 《住宅金融公庫(災害復興住宅融資の場合)》

##### 1. 補修資金の対象

- ①母屋、住宅用倉庫(土蔵含む)、車庫、ブロック塀、門は単体でも対象。
- ②擁壁工事のみは対象外。  
ただし、わずかでも住宅の補修工事と合わせて行う場合は対象。  
補修+擁壁は対象
- ③解体+補修は対象
- ④補修資金(590万円)を受けないで整地資金(380万円)の融資は受けることができません。  
補修資金+整地資金=970万円

- 2. 民間金融機関の災害支援タイプの融資のほとんどは、上記のような用途区分はありません。詳細は、各金融機関に確認して下さい。

文書資料

●修繕工事施工済みの被災住宅

(様式第2号別紙：2号-3, 2号-4用・施工済み分)

既に修繕工事施工済みの被災住宅

世帯主名				住所					
修繕箇所・概要 (箇所及び規模)									
施工業者住所 及び代表者名	住所								
	会社名・代表者名								
着工日	平成	年	月	日	完成日	平成	年	月	日
契約額(工事費)									
対象工事の 箇所・概要 (要綱の範囲内 における対象工事)									
支給額									

※ 修繕工事に係る工事明細が分かるもの、領収書及び簡易図面を添付

## ●災害救助法による住宅の応急修理等について

平成12年10月12日

市民各位

安来市長 島田二郎

### 災害救助法による住宅の応急修理等について

平成12年10月6日に発生しました鳥取県西部地震により、被害を受けた市民の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

このたびの鳥取県西部地震につきまして災害救助法の適用を受けました。

つきましては、下記の要件に該当される方は住宅の応急修理等の助成を受けることができますのでご相談下さい。

#### 記

##### 1、対象者

住宅が全半壊し、日常生活が営めない人で自らの資力では応急修理ができない人であり、下記のいずれかに該当する人

- ・平成12年市県民税所得割が非課税世帯
- ・けが等により、世帯において今後の収入が見込まれないこと
- ・その他特別の事情と認めるとき

##### 2、相談期間

10月13日(金)～18日(水)

午前9時～午後6時

##### 3、相談場所

地震災害相談窓口(市役所中庭駐車場横)

☎22-3523

**地震災害相談窓口を開設**  
地震について、お困りのかたはご  
相談下さい。☎22-3523

## ●鳥取県西部地震による被災家屋の建替・補修相談窓口の開設について

### 鳥取県西部地震による被災家屋の建替・補修相談窓口の開設について

#### 1. 相談内容

鳥取県西部地震により被災した家屋を調査し、よりよい改修方法の相談に応じると共に、具体的な工事費用の算出並びに希望があれば施工業者の斡旋を行います。

#### 2. 相談対応者

社団法人鳥根県建築技術協会及び社団法人鳥根県住まいづくり協会の専門相談員が相談に応じます。

#### 3. 開設日時

開設日：平成12年11月1日（水）～平成12年11月15日（水）まで  
（この期間の祭日、土曜日、日曜日も専門相談員が対応いたします。）

開設時間：11月1日（水）～11月5日（日）  
11月11日（土）、11月12日（日）  
午前9：00～午後4：00  
11月6日（月）～11月15日（水）（11日、12日を除く）  
午後1：00～午後4：00

また、上記の時間での電話相談にも応じますので下記まで連絡ください。

相談窓口専用電話 ☎0854-22-3523

#### 4. 開設場所

安来市役所分室（旧和鋼記念館跡地に建つ平屋の建物）

## ●鳥取県西部地震による住家（母屋）の損壊状況について

安総務第289号

平成12年11月6日

様

安来市長 島田二郎

### 10.6鳥取県西部地震による住家（母屋）の損壊状況について

このたびの地震により多大なる被害を受けられましたことに対し、心からお見舞い申し上げます。

安来市では、地震発生直後から今日まで、市職員による市内全戸の聞き取り調査、建築士会への相談状況、並びに市建築技術員による現地調査等とおして被害状況の把握に努めてまいりました。

市といたしましては、あなたの住家を下記のとおり被害状況であると判断いたします。今後の災害復旧の際には参考にしていただきますようご通知します。

なお、これは現時点での短期間の調査に基づくものであり、引き続き余震での影響は調査していませんので、確定的な判断ではないことを申し添えます。

また、この通知は罹災証明ではありません。罹災証明の必要な方は市役所総務課（TEL22-3149）で申請され交付を受けてください。

記

あなたの家屋は「**全壊・半壊に相当する被害を受けた住家**」  
と判断しています。

注1 「全壊に相当する被害を受けた住家」とは建物の損傷が著しい、また地盤が沈下したなどの理由で、やむなく建て直ししなければならない程度の被害、又は、改修するためには多額の費用を必要とするものを示します。

注2 「半壊に相当する被害を受けた住家」とは住家のいたるところに損傷があるものの補修により使用できる程度の被害で、相当な費用を要するものを示します。

注3 この通知に意義のある場合には、市役所建築部建築課（TEL22-3832）までお問い合わせください。

文書資料

## ●鳥取県西部地震による住家（母屋）の損壊状況について

### 【参考資料】

家屋被害の「全壊」「半壊」の判断を行った根拠

災害による被害報告について（平成8年4月消防庁長官通知）からの抜粋

○「全壊」とは、住家が焼失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものとまたは住家の主要構造部の損害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

○「半壊」とは、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分とその住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

改築や修繕をお考えの方に

住家の損壊状況の写真を保存してください。

住家（母屋）の被害を受けた方で、改築等を検討されている場合は、市の建築課にご相談ください。

なお、改築等への公的な援助策を申請される場合には損壊状況を写した写真が必要となります。工事着工前に写真撮影をお願いします。

改築や修繕の費用への支援について

現在鳥根県と安来市では震災により住宅に被害を受けた方が、被災住宅の建築・補修に必要な資金の借入れに対し利子補給を行なう制度を検討しています。

対象となる主なものは

- ①住宅金融公庫融資
- ②民間金融機関の住宅ローン
- ③民間金融機関の災害援助融資（消費者金融の融資は含まない。）

各金融機関ごとに融資対象などが異なり、この制度の対象とならない場合もありますので、事前に金融機関や市の建築課で確認してください。

この制度の詳細が決定しましたら、広報等で改めてお知らせします。

## 11. 緊急融資

### ① 中小企業制度融資緊急資金

地震により被害を受けた中小企業者または組合に緊急融資を行った。また、被災中小企業などからの復旧相談に対応する「臨時経営相談窓口」が県下 29 カ所に開設され、安来商工会議所にも設置された。融資件数は 15 件、融資額は 149,100 千円となった。

### 【中小企業緊急融資の内容】

(平成 12 年 10 月地震災害復旧資金)

#### ◆融資対象

- ① 地震により直接的な被害を受けた中小企業者または組合
- ② 地震発生により売上の減少などの間接的な被害を受けた中小企業者または組合

◆融資限度額／設備資金 = 6,000 万円、運転資金 = 3,000 万円

※地震による損害を復旧するための経費の範囲内

◆融資利率／設備資金 = 年 0.5 %、運転資金 = 年 1.8 %

◆融資期間／12 年以内

◆保証料率／年 0.4 %

### 【島根県中小企業制度融資緊急資金に伴う保証量補給取扱要綱】

(目的)

第 1 条 緊急融資（平成 12 年 10 月地震災害復旧資金）を利用する安来市の中小企業者又は組合に対し、この要綱に定めるところにより、当該融資に係る保証料補給金を交付するものとする。

(対象)

第 2 条 緊急融資（平成 12 年 10 月地震災害復旧資金）実施要領第 2 に基づき信用保証の保証料補給金を受けようとする者は、金融機関へ保証料の一括完納した中小企業者又は組合とする。

(補給率)

第 3 条 前条信用保証の保証料補給率は、0.40 %とする。

(補給額)

第 4 条 保証料補給額は、島根県信用保証協会が発行する領収証の額とする。

(申請)

第5条 保証料補給金交付を受けようとする中小企業者又は組合は、別表(1)の保証料補給交付申請書に領収書(写)を添付して申請しなければならない。

(申請期限)

第6条 保証料補給金の申請期限は、平成13年3月末までとする。

(交付期限)

第7条 市長は、前条による保証料補給交付金の申請が適当と認めるときは、平成13年5月末までに交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成12年10月23日から施行する。

## ② 農業制度融資の緊急特別利子補給

該当なし

## 12. 国民年金保険料の免除

申請により国民健康保険料（月額13,300円）の納付を、鳥取県西部地震発生時の平成12年10月から平成13年3月分まで免除した。

なお、免除を受けた期間については

- (1) 年金受給資格期間に算入される
- (2) 将来受け取る年金額は保険料を納めた場合の3分の1の金額が保証される
- (3) 10年の間であればさかのぼって納めることができる

以上の項目を定めた。

### ●申請者数

町名	申請者数(世帯)	町名	申請者数(世帯)
新十神町	7名(4)	沢町	1名(1)
吉佐町	3名(2)	中ノ町	2名(1)
門生町	2名(2)	清瀬町	2名(1)
島田町	2名(1)	清井町	1名(1)
細井町	1名(1)	計	21名(14)
免除額	13,300円×6ヶ月×21名=1,675,800円		

### 13. ビニールシートの配付

地震2日後の10月8日(日)に降雨が予測され、屋根や瓦が破損した住家に対し、対策としてビニールシートを購入し、市役所に配備。

配布は、母屋に使用することに限定し、希望者には、市役所まで取りに来てもらった。また、伯太町へ100枚を支援した。

配布状況としては、地域的には、震源に近い島田地区に集中している。また、河川に比較的近い赤江、飯梨、能義の各地区や埋立地である安来地区の新十神など液状化現象が発生した場所でも配布が多い。

また、日別では、やはり地震直後の3日間に圧倒的に集中している。地震直後の応急処置や雨漏り対策としての需要が多かったことを物語っている。

ビニールシート購入枚数 1,041枚 (規格は、3.6m×5.4m及び5.4m×7.2mのものがほとんど)

#### ●地区別配布状況

地区名	枚数
安来	67
赤江	75
荒島	16
飯梨	57
能義	45
宇賀荘	30
大塚	51
吉田	26
島田	215
その他	70
合計	652

※その他とは、消防活動等  
公用使用を意味する

#### ●日別配布状況

日	枚数	日	枚数
10/7	201	11/1	1
8	186	2	10
9	104	6	1
10	27	7	1
11	32	8	2
12	20	9	1
13	2	12/14	2
14	17	H13.1/5	4
16	3	合計	652
17	5		
18	4		
19	12		
23	3		
24	4		
25	5		
26	2		
27	1		
30	2		

## 14. 廃棄物等の取扱いについて

### ① 不燃物臨時収集

10月15日、地震により発生した不燃物（瓦・ブロック・ガラス・陶磁器類）を臨時収集した。広報方法としては、各戸配付の文書を町内会長宛に発送した。

### ●収集実績

	搬入台数	収集量 (kg)
直営	18台	15,100
トータルクリーン	14台	22,640
飛田清掃	11台	16,300
計	43台	54,040

### ② 地震に伴う廃棄物の搬入受入及び搬入手数料の免除

地震に伴う廃棄物の搬入を受け入れると伴に搬入手数料を免除した。期間は当初、平成12年10月6日～平成13年3月31日までとしていたが、受入品目を変更した期限を平成13年5月31日までとした。搬入を受け入れた品目は、金属製品・ビン・ガラス製品・プラスチック製品・埋立てごみ（瓦・土砂を含む）・不燃粗大ごみ・廃材（倒壊家屋の解体による物）であった。平成13年4月1日以降は、埋め立てごみ（瓦・壁土・土砂など）のみに変更し受入れを行った。

## ●受入実績

手数料免除申請件数 195件		
品 目	搬入台数	収集量 (kg)
金属製品	11台	2,420
ビン・ガラス製品	7台	440
プラスチック製品	1台	60
埋立てごみ (瓦・土砂を含む)	297台	368,380
不燃粗大ごみ	30台	4,740
廃材	112台	714 m <sup>3</sup>

(廃材については、重量(kg)での算出が出来ないので、処理委託した際の容積(m<sup>3</sup>)で算出)

## ③ 高尾クリーンセンター(粗大ごみ処理施設)の祝日開場

高尾クリーンセンター(粗大ごみ処理施設)は、祝日は休場日となっているが、地震による廃棄物の搬入対応として、11月3日(文化の日)の祝日を開場日とした。

●鳥取県西部地震に伴う不燃ごみ収集の実施文書配付について（お願い）

平成12年10月10日

各町内会長様

安来市長 島田 二郎  
(環境対策課)

鳥取県西部地震に伴う不燃ごみ収集  
の実施文書配布について（お願い）

謹啓、平成12年10月6日に発生しました鳥取県西部地震により、被害を受けられた皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

また、町内会長様には、平素から市行政に対しご理解ご協力頂きありがとうございます。

さて、この度の地震において、被害を受けられた各家庭においてさまざまな不燃ごみが発生し、お困りのことと存じます。そこで不燃ごみの臨時収集を実施いたします。

つきましては、各町内の皆様へ別紙の文書を配布していただき周知を図っていただきますようによりしくお願い致します。

記

1. 各家庭へは早急に文書を配布してください。

2. 通知内容

◎収集対象不燃物 この度の地震により、発生した不燃ごみ  
(かわら、ブロック、ガラス、食器、花瓶、陶器等)

◎排出方法 袋に入れること(袋はどのようなものでもよい)

◎排出日 10月15日(日)午前7時～午前9時

◎排出場所 各町内の不燃物集積場及び排出場所

◎収集日 10月15日(日)午前9時から収集

◎その他

連絡先 市環境対策課 22-3304

## ●鳥取県西部地震に伴う不燃物収集について

## 至急お知らせ

平成12年10月10日

市民各位

安来市長 島田二郎

## 鳥取県西部地震に伴う不燃ごみ収集について

謹啓、平成12年10月6日に発生しました鳥取県西部地震により、被害を受けられた市民の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、この度の地震において、被害を受けられた各家庭においてさまざまな不燃ごみが発生し、お困りのことと存じます。

つきましては、下記により不燃ごみの収集を実施いたしますので排出してください。

なお、可燃ごみの収集については、通常のとおり行います。

## 記

1. 収集対象不燃物      この度の地震により、発生した不燃ごみ  
(かわら、ブロック、ガラス、食器、花瓶、陶器等)
2. 排出方法            袋に入れること(袋はどのようなものでもよい)
3. 排出日                10月15日(日)午前7時～午前9時
4. 排出場所            各町内の不燃物集積場及び排出場所
5. 収集日                10月15日(日)午前9時から収集
6. 自己搬入を希望される方は、高尾クリーンセンターへ直接連絡し、搬入日及び搬入時間を相談のうえ、高尾クリーンセンターへ搬入してください。  
搬入時間    午前9時～午後4時  
搬入は平日、土曜日、日曜日共に上記時間で搬入できます。

## 問い合わせ先

市環境対策課            22-3304  
高尾クリーンセンター    27-0053

#### ④ 災害住宅処理費補助金交付事業

安来市地震災害住宅処理費補助金要綱を制定し、鳥取県西部地震災害に伴って、全壊・半壊した住宅の廃材処理について補助を行った。平成13年7月現在、安来市単独補助金適正化審議会に審査を依頼中。

#### 【安来市地震災害被災住宅処理費補助金交付要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成12年発生した鳥取県西部地震及びこれに続く余震（以下「鳥取県西部地震」という。）により被災した住民が、住宅の早期復興を円滑に進め生活支援の一助とすることを目的として、補助金を交付するものとし、安来市補助金交付規則（昭和45年安来市規則第14号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 鳥取県西部地震により、住宅に被害を受けた者で、市長が全壊、半壊と認めた者とする。

(対象住宅)

第3条 補助金交付の対象となる住宅は次のとおりとする。

- (1) 全壊、半壊と認定された住宅で床面積の50%以上取り壊すもの
- (2) 住宅の母屋、離れで台所、風呂及び便所を有するもの

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、安来市地震災害被災住宅処理費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条により交付申請が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき者と決定したときは、安来市地震災害被災住宅処理費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定通知を受けた者は、安来市補助金交付規則第10条の規定により、安来市地震災害被災住宅処理費補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、安来市地震災害被災住宅処理費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、定額補助とし、金額は20万円とする。

(期間)

第9条 この補助金を交付する期間は要綱の適用日から平成14年3月31日までとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、第七条の請求があった場合は、指定の預金口座に振り込むものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

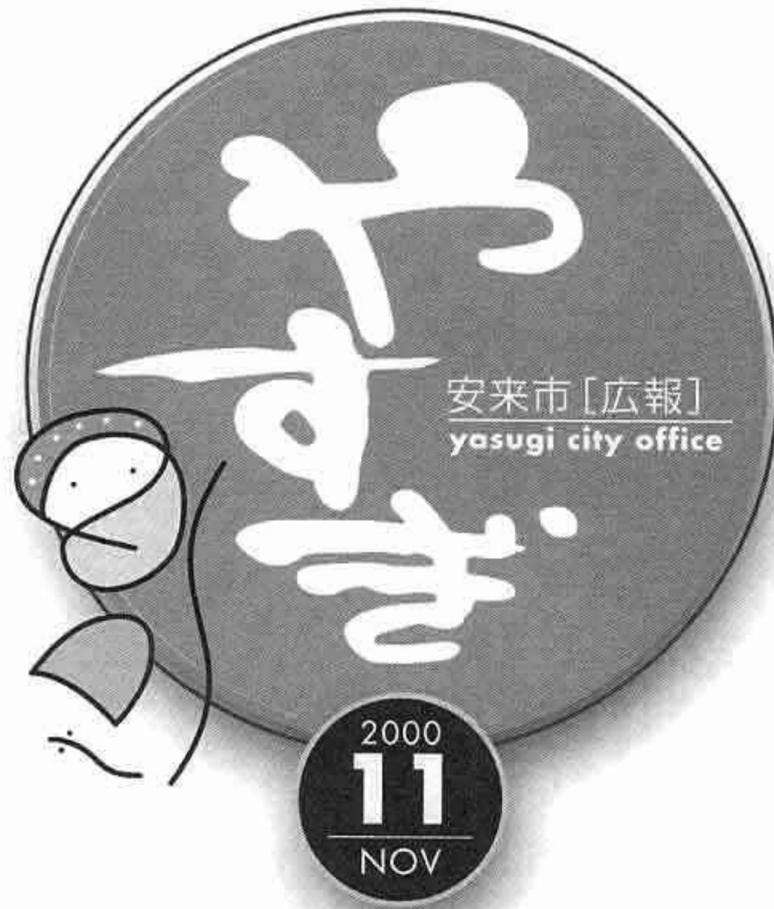
この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

## 15. その他

### ① 広報活動

広報を通じて、災害の状況などの情報を市民に提供。11月10日には「広報やすぎ臨時号」を発行し、被災者復旧の各種支援制度を告知した。

No.1430  
平成12年10月20日発行



激震、白昼のまちを襲う



●今月の表紙

10月6日、午後1時30分ごろ、鳥取県西部を震源に発生した「鳥取県西部地震」安来市でも震度5強を観測し、市内全域で被害が広がりました。(写真:吉佐町)

文書資料



邊田知事や島田市長らが市内の被災状況を視察し、対応を協議しました(液状化現象で道路や宅地が陥没した新十神町)

大きく陥没した市道(恵乃島町)



擁壁が崩れ民家を直撃。岩や土砂が窓を突き破る(吉佐町)



島田地区は屋根がわらが落ちる被害が集中(吉佐町)

公民館には、多い日で75人のみなさんが自主避難しました。また、車の中で寝る人も多くみられ、連日不安な一夜を過ごしました。本震から一日たった7日土日は、市内の全小中学校と安来高校が休校になり、市民体育祭や市商業まつりなどのイベントも相次いで中止になりました。

●安来市の被害状況(13日午後7時現在の集計)

- ▽重傷1人・▽軽傷1人・▽住宅全壊10世帯・▽住宅半壊291世帯・▽住宅一部破損1693世帯・▽公共建物被害26棟・▽作業場等被害795棟・▽文教施設被害9カ所・▽道路被害62カ所・▽河川被害5カ所・▽がけくずれ20カ所・▽水道本管漏水7カ所・▽水道断水312戸・▽水道宅内漏水124戸・▽ブロック塀等被害571カ所

●安来市の被害額

- ▽公立文教施設1428万円・▽農林水産施設760万円・▽公共土木施設1億6061万円・▽その他の公共施設2175万円・▽農道・農業用水路2780万円・▽中海干拓地1億3610万円・▽山地災害9005万円・▽文化財関連1億172万円・▽農業被害8994

復興へ

混乱の中、市内各地で復旧への営みが確実に動き出しています。しかし、余震が続き、地盤のゆるみや亀裂が大きくなっていますので、今後の雨によって二次災害が起る危険性があります。家の周囲をもう一度点検してください。震災被害相談窓口

安来市は災害救助法の適用を受けました。この法律に關係する申請を含め、震災被害への問い合わせや要望などに対処するため「震災被害相談窓口」を開設しました。現在は福祉課(☎22-3542)で相談に応じています。

罹災証明の交付  
このたびの地震災害での損害保険金などの請求に必要な書類です。必要な人は総務課(☎22-3149)へご相談ください。(証明書手数料は無料)

市税・国民年金保険料の減免  
このたびの地震で被災された人に対し、一定の基準により、市税の減免や納付期限の延長、保険料の納付を免除する措置がありますのでご相談ください。▽市税：税務課(☎22-3149)▽年金：市民課(☎22-3495)





# 激震、 白昼のまちを襲う

## 鳥取県西部地震 安来は震度5強を記録

わずかな揺れを感じたとき、突然「ドーン」という大きな地鳴りとともに強い衝撃。その後、建物全体が大きく揺さぶられるような強い揺れが...

10月6日金の午後1時30分ごろ発生した「鳥取県西部地震」は、震源地に近い鳥取県日野町や境港市で震度6強を観測しました。安来市でも震度5強を記録し、9日までの4日間に震度4を含む余震(有感地震)が592回発生。市内各地で被害が広がりました。

会社の事務所にいた高塚節子さん(田頼町)は「ものすごい大きな音が出て横揺れが始まり、揺れている時間がすごく長かった。立っていられなく、建物がつぶれるかと思った」と怖かった様子を話します。

災害対策本部を設置。全職員を動員して復旧に当たりました



市では地震発生から15分後、市長をトップとする災害対策室を設

置(防災二次体制)し、鳥根東部(門生町付近)を震源とする強い余震が発生した8日に、災害対策本部(防災三次体制)に移行しました。全職員が市内全域を対象に被害状況の情報収集に当たり、市内各所で多発した水道、道路の被害の復旧を最優先に、ライフラインの確保や二次災害の防止に努めました。

## 大きな被害

特に、鳥田地区では地面のあちこちに陥没や断層ができ、はげ落ちた屋根がわらや壁、崩れた石垣などが散乱。また、収穫を前にした梨の約7割が落下するなど農作物にも被害が出ました。

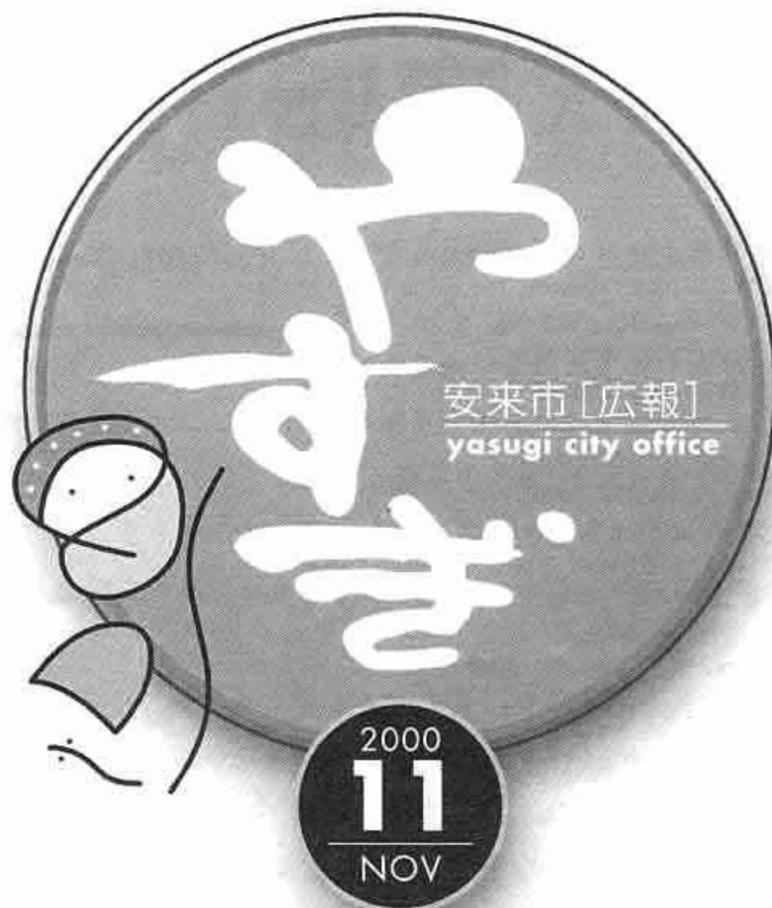
石垣が崩れ、道路には亀裂が走る(吉佐町)



鳥田干拓地から赤江地区にかけての中海沿岸では、液状化現象によって揺れるたびに泥や水が噴き出し、畑が池のようになり、道路や宅地に陥没や段差ができるなど大きな被害がでました。

避難所として開放された市内の

臨時号  
平成12年11月10日発行



被災者復旧各種支援制度



●今月の表紙

10月6日、午後1時30分ごろ発生し大規模な災害となった鳥取県西部地震。2ヶ月目を迎えた現在も、市内各地で復旧への営みが続いています。

※音源保護のためこの広報紙は再生紙を使用しています※

### 国民年金保険料の免除

被災者を対象に、国民年金保険料の納付を免除する措置があります。

- 対象者  
被災した世帯に属する、国民年金被保険者全員。
- 免除される期間  
平成12年10月分～平成13年3月分までの国民年金保険料（月額13,300円）
- 申請の手続きなど  
▽申請書・被災状況申立書に記入、捺印のうえ、市民課年金係に提出していただきます。  
▽申請の期間は、原則として平成12年12月28日までとします。
- 問い合わせ…市民課年金係（☎22-3495）

### 災害援護資金・母子寡婦福祉資金 生活福祉資金の利子補給

被災者を対象に、生活安定のために災害援護資金などを借り受ける人に対して、その借り入れた資金などの利息について利子補給を行い、生活を支援します。

- 対象者  
住居や家財の損害を受けた人で、生活安定のために災害援護資金などを新規に借り受ける人
- 貸付利率と利子補給期間  
▽年3% ▽貸付決定から6年間の利息について、利率年3%を上限に利子補給を行います。
- 資金の種類
  - ①災害援護資金
  - ②母子寡婦福祉資金…▽生活資金▽住宅資金▽転宅資金
  - ③生活福祉資金…▽生活資金▽住宅資金▽災害援護資金
- ※貸付条件などの詳しい内容は、問い合わせください。
- 受付期限…平成13年1月5日
- 問い合わせ…①②の資金▽福祉課（☎22-3542）  
③の資金▽社会福祉協議会（☎23-1855）

### 中小企業へ緊急融資 （信用保証料を安来市より補給）

- 対象者
  - ①地震により直接的な被害を受けた中小企業者等
  - ②地震発生により、売上の減少などの間接的な被害を受けた中小企業者等
- 融資限度額と融資利率
  - ①設備資金…▽6000万円▽年0.5%

### 地震災害支援等の市役所相談窓口

- 地震り災証明書 総務課 ☎22-3149
- 固定資産税・市県民税・国民健康保険税の減免 税務課 ☎22-3299
- 災害援護資金 福祉課 ☎22-3542
- 生活福祉資金（生活資金・住宅資金・災害援護資金） 福祉課 ☎22-3542
- 母子寡婦福祉資金（生活資金・住宅資金・転宅資金） 福祉課 ☎22-3542
- 被災に伴う生活相談 福祉課 ☎22-3542
- 被災に伴う健康・介護の相談 健康長寿課 ☎22-3302
- 国民年金保険料の免除 市民課 ☎22-3495
- 農業制度資金の緊急特別利子補給事業 農林課 ☎22-3303
- 島根県中小企業制度融資緊急資金 商工観光課 ☎22-3688
- 災害復興住宅資金（住宅金融公庫・民間金融機関） 建築課 ☎22-3832
- 建物被害に関する相談 建築課 ☎22-3832

- ②運転資金…▽3000万円▽年1.8%  
（地震による被害を復旧するための経費の範囲以内）
- 保証料の率…年0.5%
- 融資期間と償還方法  
▽12年以内▽2年以内据置・元金均等月賦
- 受付期限…平成12年12月28日まで
- 申し込み先…安来商工会議所（☎22-2380）
- 問い合わせ…商工観光課（☎22-3688）

### 農業制度資金の融資（利子補給）

この度の地震により被害を受けた農業者のみなさんに対して、融資される農業制度資金に対し利子補給を行います。

- 対象者  
総所得の5割以上を農業所得に依存し、地震による農作物などの減収や果樹などの被害損失のあった人。
- 貸付限度額
  - ①農業近代化資金…▽施設・機械の導入▽個人1800万円・法人2億円
  - ②農林漁業施設資金…▽施設の復旧・被害果樹の改植補植▽300万円
  - ③自作農維持資金…▽経営再建費▽200万円
  - ④農業経営資金…▽農業経営資金▽160万円
- ※資金の対象者、貸付条件などの詳しい内容は、問い合わせください。
- 受付期限…平成12年12月28日まで
- 申し込み先…市内の農協・銀行等金融機関
- 問い合わせ…農林課（☎22-3303）

# 各種支援制度

鳥取県西部地震で被災されたみなさんへ  
鳥根県と安来市では、次のような支援制度を行っています。該当するとおもわれる人や詳しい内容を知りたい人は、お気軽に担当課へ問い合わせください。

## 高齢者や障害者のみなさんへの住宅修繕支援

被災地の高齢者や身体障害者、知的障害者、精神障害者のみなさんで、被災した住宅の修繕を行うことが困難（住宅資金の利用が困難）な人を対象に、その被災住宅を修繕します。

### ●対象者

- 原則として市民税が世帯非課税の次のみなさん
- ▽高齢者（65歳以上）の人
- ▽身体障害者（障害等級が2級以上）の人
- ▽知的障害者（療育手帳の重度A）の人
- ▽精神障害者（障害等級が1級）の人

### ●住宅の修繕内容

日常生活に必要な居室、台所、風呂、便所などの修繕で、原則として200万円を上限とします。（10万円未満の小修繕は除く）

### ●受付期限…平成13年1月31日

- 問い合わせ…高齢者のみ▽健康長寿課（☎22-3302）
- ▽福祉課（☎22-3542）

## 災害復興住宅資金の利子補給

被災住宅の建て替え、補修に必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、金融機関に支払った利息について利子補給を行います。

### ●対象者

この度の地震により、住宅に被害を受けた人

### ●対象の建物等

- ▽母屋・住宅用倉庫（土蔵を含む）・車庫・門塙・擁壁（石垣）の建て替えや補修
- ▽住宅敷地内の整地工事
- ▽上記の建築物の復旧に伴う解体工事（解体のみの工事は対象になりません）

※工事を完了しているものは、対象となりません。

## NHK放送受信料の免除

災害救助法の適用を受けた地域（安来市・伯太町）に住居があり半壊以上の被害を受けられた場合、2ヶ月分の放送受信料が免除されます。

- 申請の手続…リ災証明書（総務課発行・コピー可）をNHK松江放送局へ送付（総務課に専用封筒あり）してください。

- 問い合わせ…〒690-8601松江市灘町1-21  
NHK松江放送局営業部  
（☎0852-22-3312）

### ●利子補給

当初6年間の利息について、被災者が金融機関に申し込みを行った日における、住宅金融公庫の災害復興住宅融資の利率（現在は2.1%）を上限に利子補給します。

### ●利子補給の対象となる融資制度

- ▽住宅金融公庫融資
- ▽民間金融機関の住宅資金融資
- ▽民間金融機関の被災者向け生活支援型融資

### ●利子補給の対象となる借入限度額

- ①建替…2500万円（償還期間35年以内）
- ②補修…1000万円（償還期間20年以内）

### ●申込期限…住宅金融公庫の災害復興住宅融資の申込終了日まで（約2年）

### ●問い合わせ…建築課（☎22-3832）

## 市税の減免・納期延長

被害状況が次の場合に該当するとき、一定の基準により市税の減免や納付期限の延長などを行います。

### ●対象者

通常、生活している住宅などの被害が2/10以上（住宅の場合は半壊以上）の人

### ●減免対象となる市税と期割等

- ①市 県 民 税…▽普通徴収=3期・4期  
▽特別徴収=10月～5月
- ②国民健康保険税…4期・5期・6期
- ③固定資産税…3期・4期

▽市県民税については、原則として被災世帯で課税されている生計主体者が対象となり、その人の所得額と被害状況により、減免規定に基づいて減免額を決定します。

▽国民健康保険税については、被災世帯が対象となり、世帯主の所得額と被害状況により、減免規定に基づいて減免額を決定します。

▽固定資産税については、被害を受けた課税物件（土地・建物）の状況により、減免規定に基づいて物件ごとに減免額を判定します。

### ●減免申請の手続きなど

- ▽減免申請書に記入、捺印のうえ、リ災証明書（総務課発行）とともに税務課に提出していただきます。
- ▽減免申請の期間は、原則として平成12年12月28日までとします。

### ●納付期限の延長について

今回の地震により被災され、市税の納期内納付が困難になった人については、納期の延長措置があります。

- 問い合わせ…▽市民税・固定資産税係（☎22-3299）
- ▽納税係（☎22-3312）



## 市民のみなさまへ

地震により被害を受けられましたみなさまに対し、心からお見舞い申し上げます。

これまでに経験したことのない地震災害でありましたが、人的被害は最小限に止まり、また、地震直後のガレキや屋根の応急処理、二次災害防止のための危険箇所へのシート張りなど、市民のみなさん相互の協力や消防団員の献身的な活動により、安来市全体が大きな混乱もなく対応できましたことが何よりもうれしく、この間の市民のみなさんの活動に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

安来市では、り災されたみなさんの一日も早い復旧ができますよう、島根県をはじめ関係機関と協議を進め、支援対策に全力をあげてきました。具体的には、市税等の減免措置、安来市独自の見舞金の創設、島根県と安来市で利子補給を行う各種の貸付金制度であります。これらの制度の疑問点や困りごとなどございましたら、お気軽にご相談いただきたいと思います。

今後は、災害時における市民のみなさんの安全確保のため、この教訓を生かしてより安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

安来市長 島田二郎

### 安来市の被害状況

市内全域で被害が広がり、11月2日現在の集計では、個人住宅の被害額を除いた市全体の被害総額が18億7400万円余となる、大規模な災害となりました。

#### ●被害状況

▽重傷1人▽軽傷1人▽住宅全壊10世帯▽住宅半壊291世帯▽住宅一部破損1693世帯▽床下浸水6世帯▽作業場等被害795棟▽文教施設被害18カ所▽道路被害62カ所▽河川被害5カ所▽清掃施設被害4カ所▽がけくずれ43カ所▽水道本管漏水8カ所▽水道断水317戸▽水道宅内漏水125戸▽ブロック塀等被害571カ所

#### ●被害額

▽公立文教施設25.19万円▽農林水産業施設760万円▽公共土木施設1億6061万円▽その他の公共施設2億2912万円▽農道・農業用水路4185万円▽中海干拓地1億3610万円▽山地災害9556万円▽文化財関連1億362万円▽水道本管漏水による被害者費用100万円▽農業被害8994万円▽畜産被害144万円▽商工被害9億8228万円

2000.11



## ② 陳情活動

衆議院災害特別委員会派遣委員による災害地視察に際し、「鳥取県西部地震被害状況」とともに、災害復興事業における要望事項を提出した。

## ● 要望事項

- 1 公共施設の被害調査費の補助  
土木、建築、下水道の各施設
- 2 災害援護資金貸付利率（現行3%）の改定  
市中銀行の貸付利率レベルに
- 3 隣地崩壊防止事業の負担金及び採択要件の緩和
  - ① 林地に限らず墓地や農地等も採択に入れる。
  - ② 受益者負担金の低減 1/4⇒1/8
- 4 自作農維持資金の融資用検討の緩和
  - ① 貸付利率の低減 2.1%⇒1.0%
  - ② 貸付限度額の拡大 個人 200万円⇒500万円
- 5 災害復旧のために民有施設が障害となっている場合の撤去費用の助成

## ● 参議院災害特別委員会派遣委員

委員長	しらほま 白浜	かずよし 一良	(公明党)
理事	もりした 森下	ひろゆき 博之	(自由民主党・保守党)
同	たにばやし 谷林	まさあき 正昭	(民主党・新緑風会)
同	かとう 加藤	しゅういち 修一	(公明党)
委員	かげやま 景山	しゅんたろう 俊太郎	(自由民主党・保守党)
同	はやし 林	のりこ 紀子	(日本共産党)
同	かじわら 梶原	けいぎ 敬義	(社会民主党・護憲連合)
同	いわもと 岩本	そうた 荘太	(無所属の会)

## 参議院事務局随行者

委員部第六課課長補佐

うえだ  
植田  
かずよし  
和好

国土・環境委員会調査室長

すぎたに  
杉谷  
こうだい  
洸大

国土・環境委員会調査室調査員

あべ  
安部  
けいぞう  
慶三

## 政府側同行者

国土庁長官官房審議官

たむら  
田村  
まさし  
政志

国土庁防災局防災業務課防災情報官

いとう  
伊藤  
たかゆき  
隆行

同 震災対策課計画係長

とみた  
富田  
ひろゆき  
浩之

農林水産大臣官房総務課災害総合対策官

かわぐち  
川口  
よしひさ  
嘉久

運輸省港湾局海岸・防災課長

もりした  
森下  
やすとし  
保壽

建設省河川局防災・海岸課長

ひらお  
平尾  
ひさお  
壽雄

# 鳥取西部地震被害状況

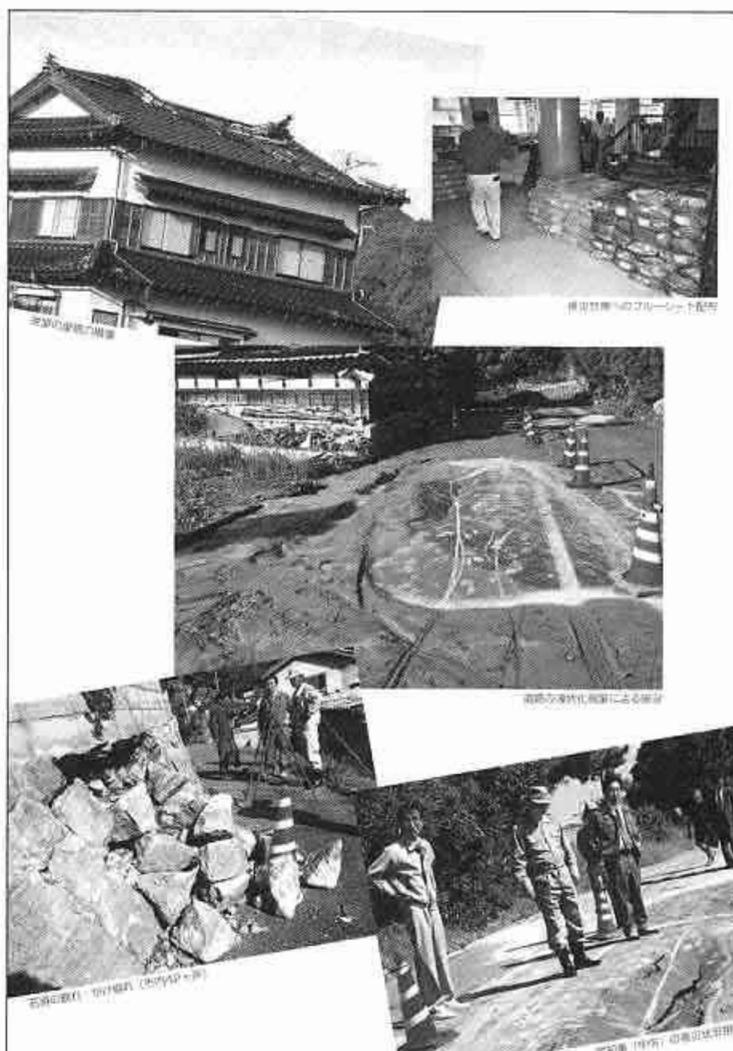
市内被害箇所一覧  
被害状況一覧  
市対応状況  
要望事項

安来市

## 災害復旧事業

特別な財政需要額 1,677.133千円

鳥取県西部地震（平成12年10月6日 M7.3 震度5強）の発生により、住宅家屋、公共施設等、甚大な被害を被り、市民生活に多大な支障を来しました。現在、その復旧に懸命に取り組んでいます。



(提出資料)

## ●災害復旧施策歳出決算

地震における安来市の災害復旧施策（H12、13年度予算による）

### 平成12年度分（一般会計決算額）

歳出決算総額 14,118,166千円

- 災害対策費……………24,413千円  
（職員手当等及びごみ収集処理委託料4,862千円ほか）
- 災害救助費……………13,510千円  
（災害見舞金5,700千円、災害援護資金貸付金7,700千円ほか）
- 災害復旧費……………227,805千円  
（おもな内訳）
  - 農林水産関係復旧工事費（農道等）……………22,126千円
  - 公共土木施設復旧工事費（市道等）……………82,767千円
  - 厚生労働施設復旧工事費（保育所等）……………20,537千円
  - 文教施設復旧工事費（学校等）……………33,268千円
  - その他施設復旧工事費（市庁舎等）……………35,399千円  
（市庁舎耐震診断含む）

### 平成12年度分（水道関係）

- 修繕費（配水管等漏水処理及び水道庁舎修繕）……………4,472千円

### 平成12年度分（公共下水道関係）

- 災害復旧費（枝線污水管渠）……………20,397千円

### 平成12年度分（農業集落排水関係）

- 災害復旧費（処理施設）……………9,022千円

### 平成13年度分（一般会計当初予算額）

歳出予算総額……………13,300,000千円

- 災害復旧費……………11,736千円  
（内訳）農林水産業災害復旧費……………1,600千円  
公共土木施設災害復旧費……………10,136千円
- 災害支援に係わる歳出……………14,000千円  
（災害復興住宅利子補給金）
- 災害対策に係わる歳出……………31,500千円  
（内訳）地域防災計画書作成……………2,000千円  
地震計設置……………15,000千円  
地震報告書……………4,000千円  
消防団活性化……………7,500千円  
第三中学校耐震診断……………3,000千円

### 平成13年度分（水道部公営企業会計）

- 地盤沈下補修工事……………500千円